



H26年度の定期報告をお願いします!



家畜伝染病予防法の改正に伴って、H23年度から年に1度、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の報告(「定期報告」)が義務づけられています。

H26年2月1日時点の飼養状況について、お送りします報告書により、H26年4月15日(鳥類については6月15日)までに家畜保健衛生所あてにご報告をお願いします。

\* 馬伝貧検査や肉牛繁殖巡回の際に既にご提出いただいている方は結構です。

【提出先】 山梨県西部家畜保健衛生所

郵送の場合 : 〒407-0024 韮崎市本町3-5-24

FAX の場合 : 0551-22-6728

報告いただくもの

【1】定期報告書

【2】チェックリスト

【3】見取り図など添付書類(2枚目参照)

牛・馬2頭以上、豚・山羊・羊・鹿・猪6頭以上、ダチョウ以外の鳥類100羽以上、ダチョウ10羽以上の飼養者は、【2】と【3】が必要です。

定期報告書の様式です

定期報告書(牛・山羊・めん羊・鹿)  
平成 年 月 日

山梨県知事 横内 正 昭 殿  
住所  
氏名  
電話番号

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

家畜の所有者の氏名又は名称	郵便番号			-
家畜の所有者の住所	郵便番号			-
管理者の氏名又は名称	郵便番号			-
管理者の住所	郵便番号			-
農場の名称	郵便番号			-
農場の所在地	郵便番号			-
家畜の種類及び頭数	【ホルズ、ジャージーなど】乳用成年牛			
	成年	育成牛(4~24ヶ月未満)	子牛	
	頭	頭	頭	頭
	【黒和など】肥育牛(乳用種の種牛及び交雑種の牛を除く。)			
	肥育後期の牛(24ヶ月以上)	肥育前期の牛(9~24ヶ月未満)	育成牛(4~9ヶ月未満)	子牛(4ヶ月未満)
	頭	頭	頭	頭
	【F1、乳牛の】肥育牛(乳用種の種牛及び交雑種の牛に限る。)			
	成年(17ヶ月以上)	肥育前期の牛(7~17ヶ月未満)	育成牛(4~7ヶ月未満)	子牛(4ヶ月未満)
	頭	頭	頭	頭
	繁殖牛			
成年	育成牛(4~24ヶ月未満)	子牛		
頭	頭	頭	頭	
肥育豚(子豚を除く。)		繁殖豚		
成年(12ヶ月以上)	育成豚(3~12ヶ月未満)	子豚(出生~3ヶ月未満)		
頭	頭	頭	頭	



## <添付書類について>

添付書類の内容は、おおまかに

- \* 農場見取り図
- \* 出入り口の消石灰散布場所・立入禁止の看板・消毒設備などの位置などの情報
- \* 家畜飼養密度
- \* 埋却地の情報  です。

以前提出いただいたものを転載してお送りしますので、変更等がある場合は、訂正を加えてください

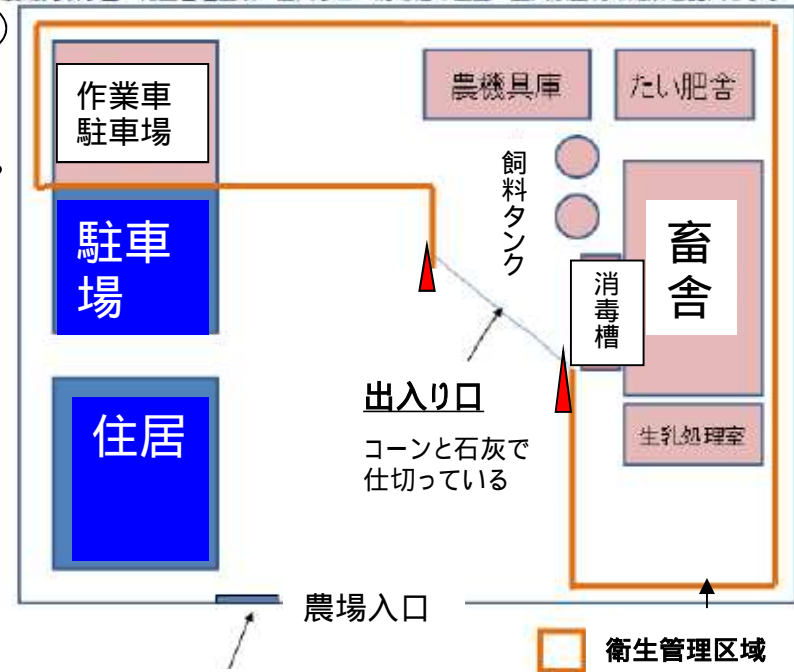
昨年も提出していただいておりますが、毎年  
の状況把握のため、お手数ですがご協力をお願い  
します

山梨県西部家畜保健衛生所  
〒407-0024  韮崎市本町3-5-24  
TEL：0551-22-0771  
FAX：0551-22-6728  
夜間：090-5564-1018  
休日：090-5564-1018  
          090-5568-0817

## 記載例

### <定期報告添付書類の例>

農場見取り図・衛生管理区域・出入り口・消毒槽の位置・立入禁止札の場所を記入します



立入禁止の立て看板

- その他の衛生設備(あれば)
- ・持ち運びできる簡易消毒装置:1台
  - ・アルコールハンドジェル:1個

埋却地の情報	韮崎市本町3-5-24 農場北側の畑 250㎡
飼養密度 (一番狭い区画のみでOK)	10m×20mの牛舎に25頭(8㎡/頭) 3m×5mの豚房に15頭(1㎡/頭)